

我々は何をすべきか ～若手審査官座談会～



「今求められている審査とは」というテーマを中心に、特許庁の若手審査官(補)による座談会が行われました。具体的には、審査の現状や審査時において実践していること、特許審査の目指すべき方向性、審査官の役割等について、活発な議論がなされました。ここでは熱心な議論が行われた当日の様をお伝えします。

1. 審査の現状について

(司会) 今回の座談会のテーマですが、審査の質と量、よく言われるキーワードでいうと、迅速かつ確な審査ということになります。この迅速かつ確な審査も含めて、まさに今求められている審査は何か、また、そのために個々の審査官は何をすべきかという観点で、これから審査の中核を担う皆さんにご意見をいただきたいと思ます。

最初に、審査の現状についてですが、松下とジャストシステムの訴訟事件のように、1個の特許が企業の存亡を左右する可能性があるという時代になってきていることを考えると、審査の成果物である権利の重要性が従来にも増して高まっているといえるかと思ます。

また一方で、審判制度に関連した特許法改正が最近なされまして、皆さんご存じの通り無効審判と異議申立が実質的に一本化されました。ところが、異議申立を取り込んでいるはずの無効審判の件数が現時点でほとんど増えていないという状況で、ということは審査で特許にすると、その結果がそのまま権利実施の場に反映される傾向がますます進んだという感じがしております。そういう意味で言うと、個々の審査官が行う審査というものの社会的責任というのは、非常に重くなっていると考えられます。

こういう最近の傾向を目の当たりにして、例えば特許制度、それから審査もしくは審査官の役割について、どのように感じられていますか。

(戸次) この事件はニュースなどでも大々的に扱われていましたし、また庁外の方からどうしてこんな簡単なものが特許になるんだという声を聞いたことがあります。

しかしながら、そういう声に過度に萎縮してしまって、これは世の中で使われているものだから特許の判断を厳しくするとか、これは世の中で使われていないから特許しておけばいいとか、そういうわけにはいかないと思います。審査官としては淡々とやっていくしかないのではないのでしょうか。

もちろん、影響があるような案件、特に大事な案件については、例えば審査長やベテランの審査官と協議をしたり相談したりして、より慎重を期すということは考えられると思います。しかし、基本的には世の中に影響があるから、ないからというのは、それは特許制度自体の問題であって、そのことで審査官の判断が左右されるべきではないと思ました。

(菅原) この事件をはじめ、新聞やニュース等で多くの知的財産に関連したトピックが扱われるようになってきましたが、これは今までなかなか活用されてこなかった知的創造サイクルというものがだいぶ活用されるようになったということなのかなと思ます。審査に携わる者としては、大変うれしいことだと感じています。

一方、それに伴って審査の社会的責任というのも重要視されているとは思いますが、だからといって、我々審査官がやることは変わらないと思ます。私も審査官としてやるべきことを淡々とやるという戸次さんのご意見に賛成です。我々審査官としては、社会的責任が重くなっていることで、やりがいとかモチベー

ションとか、そういったことは向上しているのではないかと考えています。

(上尾) 最近、新聞に載らない日は珍しいというぐらい、特許や知財に関連する話題が取り上げられる事が多いですが、それだけ社会が注目しているということだと思います。ここ2~3年の間でも、知的財産基本法が制定されたり、特許法は毎年のように改正されたり、料金制度まで大きく改定されたりといったようなことをみても、知財の世界はこれまでにない、非常に大きな転換点を迎えていると思います。そういった転換点に当事者の一員として立ち会っていることは、大変幸運なことだなと感じています。

それと同時に、権利の保護に先立つ、特許などの審査がうまくいかないと、世の中の知的創造サイクルということをいくら言ってみたとところで、うまく回っていかないということがあると思いますので、日々の審査業務にも、責任の重さというものを非常に感じます。

審査業務を他の機関が行おうとしても、公平性や人材等の面でなかなかうまくいかない部分があると思うんです。我々がやらないと、審査は世の中ほかの誰にもできないという自負はありますし、またそういった意味でも、より一層責任の重さというものを感じています。

当然、1件1件の出願を審査するに当たって、審査官が行うことが、昔と今とで違って来たということではなく、むしろ昔も今も変わらないものなのだと思います。技術的な側面での困難性は増しているのかもしれませんが、審査というものの本質的なところはきっと変わっていない。しかし、社会において置かれている立場というのは間違いなく変わってきているのではないのでしょうか。

(富士) 私は3年前に入庁したのですが、入庁前から職務発明などの話が新聞などに載っていたりして、そういうとても重要なことをこれからするんだという意識を持ちながら入庁しました。この3年間法改正ですとか基準の改正が沢山あって、去年研修で教わったことが今年また変わっているという状況ですが、そういったことで、ユーザーからの要請などに応えようと努力しているのかなという感じはしています。社会的責任があるということで緊張感はあるのですが、それと同時に流れに常に乗っていかないといけないかなということをすごく意識しています。

2. 求められる審査とは

(司会) 非常に変化する流れというのが激しいということですね。

先ほどやるべきことというキーワードが出ましたが、審査官としてやるべきこと、つまり求められる審査というか、質の適正な審査などについてどのようなイメージはありますか。

(戸次) よく「審査のスピードと質は両立する」と言われることがありますので、この標語について考えることがあります。

前提条件として能力一定という仮定を置けば、ものごとの質と量をともに向上させることはできない。これは、一般論として経験の教えるところでしょう。ですから、この主張は分が悪いのですが、能力一定という前提条件を崩す状況や、飽和状態になる質というものを観念すれば、パラドックス(逆説)になり得るのかもしれませんが。そんな思索に耽っていると、能力ないし質をどのように捉えるか自分の中で確立していないなと教えられます。スピードという概念はすごく分かりやすい。しかし、能力ないし質とは果たして何でしょうか。何を対象とし、どうなれば質が高いといえるのでしょうか。難しいのですが、求められる質が何かというところを突き詰めていけば、やるべきことというのがおのずと分かってくるのかもしれない。

拒絶理由のストーリーが理路整然としていることや、起案文が丁寧であることは当然として、今回の松下とジャストシステムの事件で思ったのは、先行技術文献の漏れのないサーチをするというところが、一番ユーザーには求められているのではないかと感じます。なるべく争



戸次 一夫 氏

平成10年4月特許庁入庁
審査第五部 電話通信
総務部総務課制度改正審
議室を経て
現在、特許審査第四部
電話通信審査官

いの起きないように、きれいな形に権利化をしてくれという要望は結構多いのではないかというふうに思います。

そういう意味では、漏れのないサーチというのは、求められる質は何かということ考えたときに、一番のポイントになるのだらうと私は思います。

(上尾) 戸次さんと似た意見ですが、基本的に安定した権利を付与する、後々に争いの種を残さないようにするという事は、皆さん考えていることだと思います。あとは誰にとっての質であるのか、出願人にとっての質なのか、第三者にとっての質なのか、それとも質にはもっとほかの側面もあるのか、そういったことも考える必要があると思います。

今後の国際的な審査協力の話にも関わってくるかもしれませんが、きちんと日本語文献をサーチできるのは日本特許庁しかないですし、国際的にも良い評価を得ていると思うんです。後から無効理由になるような文献が見つかるケースが頻繁に起きてしまうと、行ったサーチに対する信頼感がなくなってしまいますし、審査を行った意義もなくなってしまいますから、当たり前的事ではありますが、まずはしっかりサーチを行うということが大切だと思います。特に日本語文献については漏れなくしっかり行う。更に起案を分かりやすくするとか、可能な限り判断のばらつきをなくすといったことも重要だと思います。

(司会) そういう意味で言うと、一般的に言われているサーチとか、起案をきちんとするとか、そういう点を総合的にきちんとやるということでしょうか。

それに関連して、ユーザーニーズという点は結構重要かなと思います。ユーザーニーズ自体審査官が直接触れる機会というのはまれであるし、また総てのユーザからの声が同じく的をいているわけではないという意味で、ユーザーニーズを反映させるというのは非常に難しいことだと思うんですが、一方で蔑ろにすることもできない。そういうユーザーニーズに触れる機会というのは皆さんありますか。

(上尾) 審査ということに特化しますと、日々の業務の中での、平たく言うと丁寧な対応へのニーズが強いと感じています。例えば同じ拒絶査定をするにしても、きちんとポイントを得て丁寧に説明した上でするのは、ぶっきらぼうにいきなり結論を突き付けてしまうのでは、出願人側にとって納得感が全然違うのだらうなと思います。

富士 春奈 氏

平成14年4月 特許庁入庁
特許審査第一部住環境審査官補



そういった出願人側の納得感を高めるために、適切にコミュニケーションをとっていくことへのニーズというものもあると思います。出願人との適切なコミュニケーションは、結果として審査官に対する信頼感も高めていくのではないのでしょうか。そういう意味でも、出願人とコミュニケーションを取っていく能力は審査官にとって必要不可欠なものだと考えています。

(富士) 外部とコミュニケーションをとるという事に関してですが、私の所属する審査室では、担当している技術分野の主要な企業との企業コンタクトが毎年あります。

他にも業界とのコンタクトがあり、今まで3年いて2回ほど出席させていただいたのですが、容易性、特に設計的事項とか周知例の適用に関しては忌憚のないご意見をいただいたことがありました。

かなり出願も出されているところなので、審査官個々の名前や審査の傾向というのをよく把握していらっちゃって、どちらかという、案件ごとというよりも、割と審査官ごとにご指摘をいただくことが多かったです。

(司会) 企業コンタクトなどで、実際の案件や起案の話が出てきて議論になることはよくありますよね。そういうのは必要だと思いますか。

(上尾) 私は非常に必要だと思います。いろんな意見や批判があったときに、それを具体的にどのようにフィードバックしていくかには、難しいところがあるとは思いますが、個々の案件に対する出願人の意見というかニーズというものには、なかなか触れる機会がないということもありますので。

(司会) コミュニケーションや審査官へのフィードバック

クの話が出たのですが、審査官の資質という少し言い方がおかしいかもしれないですが、審査官としてやっていく上で、どういう能力や素養が求められるか、日頃審査をしていく中で感じになることはありますか。

(菅原) 技術的な素養と法律的な素養というのは両方必要だと思います。さらに加えて、公務員である以上、公平性というものも必要だと思います。あとは、客観的事実や証拠をどう集めて、どうやって論理を構築するかといった論理的な能力ですね。加えて、その論理をどのように文章化して、分かりやすく伝えるか。そういった文章の作成能力も非常に重要だと考えています。

(富士) 審査官に必要とされる資質についてはいくつかあると思うのですが、そのうちの1つには技術的センスというものがあると思います。そのセンスというのは、例えば今まで見たことのない技術の案件があったときに、どういうものかというのをすぐ理解したりですとか、自分以外の技術分野のサーチをしなくてはいけないときに、探すべき技術的な構成がどういった分野にあるかですとか、そういったことが発想の転換ですぐ分かるというようなところで、そのセンスというのが表れてくると思います。

普段からいろいろな技術に囲まれて私たちは生きていくわけで、日常的にものを細かく観察する力を養うことで、そういったことが審査に生かされてくるのではないかと考えています。でもそういうセンスは、単に漫然と経験を積んでいくというだけでは不十分で、意識的に磨いていくということが大切なのかなと思っています。

3. 審査において実践していること

(司会) 次に、審査における質と量のために実践していることという観点ですが、今お話があったように、質と量についてはいろいろな要件が必要だったり、必要性があったりという話があるのですが、審査着手件数の目標については年々高い目標が掲げられていて、なおかつ、例の知財戦略計画2004では具体的に中長期目標が掲げられていて、実現しなければいけない期間というのが明示されていて、非常に厳しくなっています。

一方で、出願人のニーズとして、安定な権利というのは当然必要ということもあり、質と量の両方を充実させていくということが必要だと思います。それを実現する上で、皆さん個々のレベルで特に留意されていることや



菅原 洋平氏

平成13年4月特許庁入庁
特許審査第三部有機化学
審査官

具体的な工夫などはございますか。

(菅原) 私は審査時の審査メモを充実させるよう心がけています。例えば本願の特徴とか、心証とか、どのように補正されれば特許できるかということをしっかり書いておいて、2回目以降審査するときはそれを参考にして、できるだけ早く審査するということをしています。

あとは、私の所属する審査室のある分野では、検索外注に出すときに、同一企業の連番の案件の担当が異なる主席部員になったりしないように、検索外注の発注時にケアすることで、同様の技術の案件や出願人企業をある程度まとめるようにしています。そうすることにより、その主席部員の案件に対する理解が深まるとともに、他の案件についても理解が早まるといったことや、サーチについても漏れが少なくなり、質が高められるということもあるようです。

あとは、グループ長やベテランの審査官との協議をすることです。特に36条について協議を行っています。なぜかといいますと、インターンに行ったときに聞いたのですが、研究者の方や知財関係の仕事をしている方の特許審査に対するニーズが多かったことは、36条の基準をできるだけ統一して欲しいとのことでしたので、36条の判断、例えばサポート要件を通知する案件がありましたら、積極的に協議をして、できるだけほかの審査官の考えも聞くことにしています。

(上尾) サーチでも判断でも、完璧主義にとらわれて、最初から100%を求め過ぎないということには、極力気を付けるようにしています。私を含めて、特許審査官は理系の人間だからという事もあるのでしょうか、どうしても職人気質に完成度をできるだけ高めたいという欲求

をどこかに持っていると思います。それ自体は悪い事では無いのですが、時としてそれで一人で考え込んでしまって、結果として時間がかかってしまうことがありますので、できるだけそうならないように気を付けています。

コミュニケーションという話も出たと思うのですが、良い権利というのは出願人側とのコミュニケーションの中で出来てくるという側面があると思います。審査官が拒絶理由を通知して、それについて出願人が検討をして、必要であれば電話をしたり面接をしたりして、その上で意見書、補正書を出してくる。そういうやりとりの中で、どういう形で権利化するのが良いのかという、ブラッシュアップがされていくという側面があると思いますので、1人で最初から100%を求めようとすると、時間ばかりかかって効率が悪いのかなとも感じています。

それとも関連してですけれども、質も量も高めるためには、審査官の側の努力だけではなくて、出願人の方々の協力も不可欠だと思います。意見書にしましても、明細書にしましても、書き方1つで審査官が理解するのにかかる時間が3倍にも4倍にもなってしまうということがありますので、そこも結構重要なポイントだと思います。出願人側の協力というのは、出願の内容を面接等で説明していただくという、顔と顔を突き合わせてのものだけではないと思います。

(富士) それと同時に、審査官の側の努力というのもあるのかなというように思います。例えば、引用例の文献が多数頁であったり、内容的に難しそうな場合には、拒絶理由を通知するときに、引用例の認定で誤解されるかなとか、そういうことをまず予測をして、起案を案件ごとに変えていけばいいのではないかと思います。

すべて一律に同じような書き方で拒絶理由とかを書くのではなくて、この引用例だとかいう誤解があるかなというような予測というのが審査では重要ではないかと思えます。

(戸次) 数の問題というのはやっぱりあって、どんどん滞貨をためていくというのは今の実勢からすると難しいと思いますので、いかに工夫して審査していくかということを追求していかなければならないということになります。サーチもなるべく効率的にはやるけれども、100%のサーチをすることは無理だし、起案であっても長々と書けばどんどん分かりやすくなるかもしれませんが、それも100%は無理でしょう。口幅ったいなのですが、最高のアウトプットを心がけつつ、1%でも上を目指す

という努力を、限りある時間の中でやっていくということが大事なのでしょう。改めて自戒する次第です。

先ほど挙がった起案の工夫とか、そういうのも非常に大事なことだと思います。1件あたりにかけられる時間は限られているのですが、できる範囲での細かい心配りを忘れずに、ユーザーの方にフレンドリーな対応をとっていくということを心がけたいです。

(菅原) 少し話は変わりますが、先ほどの効率の問題とかサーチの問題に関係するのですが、周知技術の提示の問題を代理人の方から聞きました。例えば拒絶理由を通知するときに、本願と引例との相違点を認定し、その相違点が過去にサーチをしたときによく見かけた構成であったり、一般文献に載っているような事項であれば、文献を出さなくても周知であるというように拒絶理由を通知するというようなケースも考えられますが、代理人の側からすると本当に探したのかと思われる方は多いようで、こういう状況では周知技術の文献をしっかりと示してほしいということを聞いたことがあります。

(上尾) 周知技術については、審査官の側からは逆の見も耳にする事があります。例えば機械分野の出願には、先行技術との差異が、専門家なら誰が見ても慣用技術であろうという場合がある。でもいざ証拠を出そうとすると、なかなか探しにくく、きちんと文献を探し出そうと思うと、本願のポイントとなる構成を探す以上に時間がかかってしまう。こういうことは、恐らくどの分野でもあると思うんです。時間を長々とかけてまで、そのような慣用技術の証拠文献を逐一探すことは、あまり効率的ではないのではという意見は聞いたりしますね。

上尾 敬彦 氏

平成10年4月 特許庁入庁
審査第三部流通機器
特許審査第二部包装・容器、調整課を経て
現在、特許審査第二部繊維包装機械審査官



(戸次) EPO審査官の拒絶理由を見た際に、独立項については丁寧に書いてありますが、従属項については結構あっさり記載しているなという印象を受けたことがあります。これは異論のある方もいらっしゃるかもしれませんが、1年で内国新願のみでも23.5万件をやるとなると1件当たり極めて限られた時間しかありませんから、すべての周知技術等について逐一サーチすることが難しいケースもあると思います。ですから、下位請求項の周知技術や設計事項であって、格別な技術的特徴がないと思われるものについては、追加文献なしでも拒絶理由を通知せざるを得ない場合もあると思います。本当にその点で権利を取りたいということであれば反論していただいて、その後サーチを行うというのが効率的で、かつ他の出願との時間面での公平も図ることができるのではないのでしょうか。将来さらにスピードアップが求められるとなると、拒絶査定等で全請求項に言及することについても考えないといけないかもしれません。

4. 知識の習得

(司会) 施策を実現する上でいろいろな努力をされているということなのですが、1つにはいろいろな知識を習得していかないといけない。それは法律的な知識や技術的な知識や、語学などが種々ありますが、やはり審査の質を維持するためには、日々技術が新しくなっているということを考えると研修して自己研鑽していかねばならないし、法律も頻りに改正されているというのがあります。勉強していかねばならないというのがあると思います。何か研修や自己研鑽で工夫されていることはありますか。

(上尾) 庁内の有志で集まって、法律や審査基準が変わったときなどに勉強会を開いたりしています。また、知財や特許庁を取り巻く状況が目まぐるしく変わりますので、知財の専門サイトをチェックしたり、審議会、専門調査会等もホームページをまめにアップしていますので、そういったものを見て、時代に置いて行かれないように気を付けています。

昔の話になりますが、官補のころ、特技懇の勉強会に2年ぐらい参加させていただきました。当時入庁1年目、2年目でしたので、経験を積んだ先輩方と一緒に勉強することは、非常に勉強になり、刺激を受けたという記憶があります。今はそういった勉強会がだいぶ減ってしま

ったようで、ちょっともったいないなと思います。

(富士) 住環境で担当している分野について、課室内で判例研究会を行っています。身近な審査官や審判官の拒絶理由などを読んだり、ディスカッションをしたりして、お互いにどのような認識であるのか検討しています。

(戸次) 週に1回、昼休みに自由なテーマで行われる勉強会に参加しています。また、基準の問題ですとか、法律の改正ですとか、技術もどんどん新しくなっていくので勉強していかざるを得ません。審査室内では、お互いに各自が担当した難件等についての情報交換が通常業務の中で行われていますが、これも大変よい勉強になると感じています。

それから、出願人の方との面接の際には、審査官ならきつといろいろ知っているだろうということで知財一般のこの話をされることがありますから、時事ネタは把握しておこうと努力しています。

今後やってみたいことですが、審決をあまり読む機会がないので、読んでいこうかなと思っています。自分の案件のフィードバック以外のものについても、審決に目を通す機会を増やして、自分の起案に活かしていきたいと思っています。

(司会) 最近、審査官もかなり法律を勉強する人間が増えていると思います。最近巷で法科大学院がかなりポピュラーになっていて、そのような環境で審査官が法律の勉強をするという人は結構増えているなという気がします。

考えるに、審査官は技術も知っていて、法律もある程度知っているという意味では、結構貴重な存在であり、審査官を育成して法律的な素養を高めて、使い手のある人材として今後外に輩出していくようになるということもあるでしょうか。

(戸次) 制度改正審議室と総務課法規班という法律改正や法解釈を直接担当する部署を経験させていただきましたが、私の場合そのときに非常に必要だったのは行政法の知識でした。ある程度の知識がないと対応できないような状況が続きました。人によっては審査以外の仕事をするケースもあるでしょう。部署によりますから一概には言えないのですが、そのときには、一般的な事務系職員が勉強するような法律について、基礎的な知識位を持っていると役立つのかなと思います。特に、新しいことを始めようというときには、今までの特許の知識だけを知っていても新しいアイデアは浮

かばないでしょうから。

(菅原) 3部同期で昼休みに勉強会を開いています。併任に行っていた人等から併任先の話を知ったりして、庁内や庁外での知的財産に関する現状等を把握しています。同期の中でだんだん人脈が増えてきて、その人脈を集めればそういう方々からもいろいろと話が聞けます。

その他には、自分の部屋に関係する技術の判例を見たり、一般的な法律の勉強として、民事訴訟法や法律解釈に関する文献等を見ています。あとは、CASの勉強会にもできるだけ参加し、審査に必要なデータベースに関する勉強もしています。

5. 国際化について

(司会) 国際化という点に話を移すと、現在PCTが2万件弱ということはかなり増加してきており、多数の国際関連案件を審査せざるを得ない状況になっています。その中でも外国語でのPCTも増えているので、おのずと外国語を使って審査をしなければいけない。これは、通常の案件でも外国語のリファレンスを見たりするという意味では当然必要になってくると思います。

これは英語の話ですが、最近は中韓などアジア圏の文献も見なければいけないという声もあって、さらにいろいろな言語も必要というような状況になりつつあります。

このような諸外国の文献の重要性、かつ語学力の重要性が高まっているという状況に対してどう思われていますか。またどうしなければいけないと考えられていますか。

(富士) 庁全体としてPCTが増えているという話はよく

聞きますが、私の所属する課室の分野は住宅関係の出願が多く、地震によって対応している技術や、襖とか畳とか日本の伝統文化に関係している技術が多くて、急激に欧米からの出願が増加しているという印象はそれほどありません。他国の特許庁と連携していかなければいけないという意識がともすると忘れられがちですが、これから中韓の出願もどんどん増えてくるということは予想されていて、中国や韓国というのは文化が日本によく似ているので、私の所属する課室の担当している分野だと影響を受けるのではないかと感じています。

今でも、中国特許庁の方が訪問されているのを時々見かけますが、EPOとの審査官交流のスキームのような感じではないので、できれば、所属する課室(住環境)など特に中韓特許庁と審査官交流のような形があっても良いのではと感じています。中韓特許庁との間で連携を深めていく意義はあるのではないかと思います。

(戸次) 外国の文献を見るのは日本語の文献を見るより時間がかかります。日本語に翻訳するというのは特許文献では非常に難しいと思うので、難しい単語にルビが振ってあるぐらいのものがぱっぱと出てきて審査ができれば良いと思います。限られた時間のサーチでどれだけヒットさせるかという点では、もう少し翻訳の工夫があると有難いと感じます。

日本の文献を英語にして発信するという事はいろいろと行われています。外国の文献についても、ルビを振っていただくなり何なり、そういうことが行われるとスムーズにサーチができるのではないかと思います。

また、韓国の文献は、結構これから引用文献で必要になってくるのかなと思います。しかし、今は文献を取り寄せてもまったく読めないのが、翻訳のため2週間待ちになり、どうしても時間がかかってしまいます。各自が韓国語や中国語を勉強するのがいいのか、それとも庁全体として翻訳のシステムを充実させるのがいいのかというのは、これから考えどころなのかなという気がします。

(菅原) 各国特許庁が、例えば日本の特許庁なら日本の文献、韓国の特許庁なら韓国の文献と、こういったデータベースで、ここだけはサーチした、この点はこの検索式を用いて探したけれども、適当な文献が見つからなかったといったことが分かれば、ある程度審査のワークロードの低減には役に立つかなと思っています。

国際化が進んでいくと、英語が使われることが多くなっていくと思っていますが、英語版のサーチ戦略ファイ



司会 仲間 晃

ルを提供したり、逆に他国からもそういったものを提供してもらったりして、各国の審査ノウハウをどんどん蓄積して、互いの審査のやり方を理解し、お互いの審査の信頼性を高めていくのが良いと考えています。

また、韓国語や中国語を、今から完全に習得し、技術文献を理解していくのはなかなか難しいと思います。韓国語の文献が審査上特に必要であれば、韓国語の分かる人を身近に雇って、簡単に翻訳を頼めると良いと考えています。

(上尾) 今、外国語文献は、スクリーニングするだけでもまだ時間がかかる場合が多いですね。図面中心にサーチしていく分野は依然としてありますから、図面の高速サーチだけでも、もう少し広い範囲の文献について行えるようにしてくれれば良いなと思いますね。

また、インクやプリンターの分野では特に日本が強いという話も聞きますし、携帯電話の分野ですと韓国が強いか、各国の持ち味というものがあると思いますので、ある技術分野の出願を審査するときに、どの国の文献を中心に見れば良いかという、技術マップとは少し違いますが、そのようなものが分かりやすく整理されていると、サーチするときの目安になるのではとも思います。

日本文献だけ見ていれば十分という分野もあるかと思いますが、そういったときにでも何となく外国文献が気になるなど審査官は思うかもしれません。でも、ここは日本が技術的に強いという客観的な裏付けデータがあると審査官も安心してサーチをやめられるかもしれません。

(司会) 外国語文献の高速サーチについては、今後必要性は更に増すでしょうから、外国文献のサーチ環境というのはさらによくなるかもしれないですね。

またPCTの英語出願の案件は期間が管理されており、その中で審査していくという意味で、十分に英語を習得しないとできない仕事というのが生れてきている状況になっていますね。

(戸次) 今は全体的に件数があまりないから良いですが、増えてくるといくら定型文をなるべく活用するといっても限界があるのではないのでしょうか。

6. 将来に向けて

(司会) 最後に、皆さん若手ということで、これからいろいろなことを研鑽していきながら、審査に励んでいた

だ、まさに中核で働くという方々なのですが、例えば任期付審査官の採用や、登録調査機関制度の問題等、現在行っている施策や、審査官としてやらなければいけないことについて、将来的な方向性や改善すべき点など、何かご意見はございますか。

(菅原) 各審査官が技術分野をもう少し長く担当する方が良いのではないかと思います。最近、私も、数ヶ月しか担当していないのに分野が変わることがありました。事情により仕方がないかもしれませんが、基本的には審査官はできるだけ長く分野を担当することが良いかと思っています。

なぜかといいますと、それこそ先ほどの周知技術の話もありますが、これは周知技術だといってすぐ文献を出せる、どこの一般文献に書いてあるとか、どこを探せば分かるということがわかっていけば、サーチはもっと早くなると思います。さらに、技術の流れが分かっているならば、本願のポイントの理解も早くなり、結果として審査も早くなるのではと思います。初めて担当する分野では、本願を理解するのに時間がかかったり、検索者への指示も大変だったりすると思います。ですから、出向等から人事異動で戻って来たときに、他の審査室へ行って違う分野を審査することになり、結構苦労されるという方も多いと聞きます。できるだけそういうことのないように、同じような分野を長く持って、技術をしっかりと理解し、さらに業界全体を深く見入った上で審査できるの良いのではないかと考えています。

(戸次) 私も菅原さんの意見に同感です。個人個人にとって、いろいろな分野に異動して視野を広めた方がよいという考え方も魅力的ですが、現状を考えると、自分の専門で質の高いものを数多くこなすというのが当面の至上命題なのかなと思います。

それと、これは当然といえば当然のことかもしれませんが、直近の技術的に似たような案件についてまとめて審査することで、全体として効率が上がる場合等の特殊な場合を除いては、基本的には早期審査制度がありますので、早期審査の案件とそれ以外の案件とで区別して、あとは淡々と審査請求された案件から順番に審査することが基本だと思っています。あるものを早くするということは、他のものを遅くするというものですから、相当の理由がない限り、理解を得られないでしょう。

(上尾) 当面は、実施庁目標や知財推進計画の中長期目標の達成を第一に考えていくべきだと思いますが、ゆく

ゆく審査順番待ち期間ゼロを実現したとして、そのときに特許庁はどのようにするのかということも考えておくべきだと思います。

現在では、一次審査件数や審査順番待ち期間で目標を立てたりしていますが、審査順番待ち期間ゼロが達成されたときには、基本的にある年の審査件数は審査請求件数に依存するようになりますので、審査件数では目標を立てられなくなります。そのときには、審査の質というものももっとクローズアップされる時代がきっと来るのだらうなと思います。

そういう状況になったとき、特許庁はどのようにするのだらう、どのように対応していくのだらうというような事も考えてしまいます。当然、今は目の前の目標達成を考えるべきですが、それと共に、もう少し質とは何ぞやということについても議論をする場、考えておく場がどこかに必要なのではないかなと思います。

(富士) 質とは何かということで、なるべくベストな引用例や先行技術文献を出願人に示すことが重要だと私は思っていて、そのためにはサーチがとても大事だと感じています。

今回、任期付審査官を含めて大量の新人が採用されたり、登録調査機関制度が始まったりということで、まったく一からサーチをする人に対して、サーチツールやノウハウを提供するということがすごく大事だと思っています。

FタームやFIの改正に踏み込むことはなかなか難しいですが、そういう良いサーチツールを提供することで、新人審査官補や、新しくサーチャーになった人がすぐ対応できると思います。審査官がなすべき点という観点からすると、もちろん審査の量も視野に入れつつ、一緒に審査をしていく人に対して、いろいろなノウハウ等を含めた形で、サーチツールを提供するというのを頭に入れていかないといけないかなと思っています。

技術は常に変わっていく一方、かなり古い状況のときのFタームやFIがそのまま使われていることもあります。例えば、私は電子錠という分野を審査していて、最近、携帯電話を使った鍵の開閉についての出願が多数ありますが、10年前に作られたFタームに携帯電話というタームは全然ありません。それで、携帯電話をテキスト検索すれば十分かということ、そうではなくて、情報通信端末やPHS端末などいろいろテキスト検索する必要があります。そういうことまで全部、新人審査官補や新しいサーチャーに教えていくというのは大変なので、新しい技術に対応するようにFターム等のサーチツール等を修正していかなくてはいけないと思っています。

(司会) 大変貴重なご意見をいただきました。どうもありがとうございました。

担当：仲間 晃、野村 章子、堀 洋樹
聞き手：仲間 晃

